「平和と人権」市民ネットワーク情報 No.21-11 (通算 78 号)
事務局発行(TEL 0557-45-1182) http://peaceito.moo.jp 2021.11/14

衆議院選とこれからの活動

(1)改憲勢力の伸長

党派別の当選者数

		公示前比	小選挙区	比例区
自民	261	−15	189	72
立憲	96	−13	57	39
維新	41	+30	16	25
公明	32	+3	9	23
国民	11	+3	6	5
共産	10	−2	1	9
れいわ	3	+2	0	3
社民	1	±0	1	0
N党	0	−1	0	0
諸派	0	±0	0	0
無所属	10	−2	10	—
計	465		289	176

◆10 月 31 日衆議院総選挙が行われました。結果は上の表の通りです。改憲勢力がさらに議席を伸ばしました。

・自民・公明の与党が 293 議席の絶対安定多数を獲得。

・改憲に積極的な維新の会が 11 から 41 議席に著増。

この結果､改憲勢力は選挙前の 316 議席から 334 議席に増えました。これに改憲論議に前向きな国民民主党を加えると、衆議院のほぼ 3/4 が改憲派に括られます。もっとも、改憲派といっても改憲意欲に温度差があり、改憲項目の重点も異なりますので、一気に改憲発議にまでもっていけるわけではありません。改憲派は差し当たって、来年夏の参議院選で 2/3 超の議席獲得をめざして、改憲機運を高めることを当面の目標とするでしょう。平和憲法擁護のために私たちは何が出来るでしょうか。まず、今回の衆議院選の取り組みから振り返ってみます。

(2)衆議院選と「市民アクション」の活動

「市民アクション」(以下、アクション)は憲法 9 条改正に反対する組織です。特定の政党や候補者を「組織として」支援したり、カンパを含めた選挙活動はしません。しかし、このことは選挙に関わらないとか、政党に対して中立の立場をとるとかを意味しません。憲法 9 条改正に反対する政党、具体的には、市民連合を仲介者として政策協定を結んだ野党四党を支持し応援することは当然あり得ることだと考えます。市民がビラ撒きや電話がけを盛んに行うような社会でありたい、投票だけの主権者ではなく投票に向けてさまざまな活動を行う主権者でありたい、と思っています。

今回初めて一般市民向けに宣伝バンフを作りました。6 月から準備に入り、8 月中に出来上がりました。総がかり行動実行委員会から取り寄せたパンフ 1,000 部と合わせ、総計 3,500 部のパンフを他団体の協力を得ながら、9 月中に配布し終えることが出来ました。意義と課題をまとめます。

第一の意義として「アクション」オリジナルの宣伝資料を作ることができました。労力や費用の点から、できれば全国のもので間に合わせたかったのですが、適当なものがなく、自前で作るしかありませんでした。

第二に、見やすくわかりやすい内容に仕上げることが出来たと思います。作るにあたって心掛けたことは、テーマを絞り総花的にならないこと、文字を少なくして写真やグラフを多くすること、「アクション」の主張・要求を明確に示すこと、の三点でした。手にした人には概ね好評でした。

第三に、配布に当たって地域性と他団体の力を噛み合わせることが出来ました。八幡野地区では、新婦人の「班」の人たちが日時をきめて集まり 250 部をポスティングしました。荻・十足地区では、年金者組合の「かめりあ通信」に同封して組合員に配布しました。このような協働が可能となるのは、メンバーの多重性と組織としての協力関係がー「スタンデイング」などを通してーあるからだろうと思います。

次に、課題としてあげられるのは、地域の凝集力が弱い、ということではないでしょうか。2020 年 1 月の総会で、「地域サークル」づくりを提起しましたが、その後のコロナ感染もあって、サークルづくりはおろか、人が集まること自体が困難になりました。佐藤房子さんは「パンフを使って市民の勉強会が色々なところで発生するといいのですが…」と希望を書かれています。地域からそのような動きが生まれるためにはどうしたらよいか、課題としたいです。

解散から投票日までの期間が非常に短かったため、パンフの配布の他は『アクション』が組織として行う活動が出来ませんでした。ハガキによる投票依頼や知人への電話でのお願いなど、個人的な活動はありましたが、そうした活動を「通信」を通して広報する時間的な余裕はありませんでした「通信」以外の広報・伝達手段が必要のようです。

(3) これからの活動

来年夏の参議院選挙が改憲動向を決める焦点になります。参議院で 2/3 の議席を占めることが改憲派の目標であり、それを阻止することが

(10/28、「いで湯橋」付近で)

私たちの対抗目標です。そのために何をしたらいいでしょうか。いざ国民投票となったときの“構え”も念頭に課題は挙げてみましょう。

① 平和主義を広くとらえる。際限のない防衛費の増強=軍拡、屈辱的な地位協定、敵基地攻撃の問題性、核兵器禁止条約不参加、南西諸島への核ミサイル配備の可能性、自衛隊と米軍の一体化、などの軍事大国化路線の総仕上げに 9 条改憲があることを粘り強く訴える。

② 軍事大国化が個人の人権尊重と相いれないことを具体的に示し、宣伝する。たとえば…

- 学術会議(=軍学共同の障害)
  →会員任命に介入→**学問の自由の侵害**
- 基地周辺等の土地売買の規制、情報収集
  →財産権、プライバシー権の侵害
- 防衛関係費の増額→社会保障の切り詰め、コロナ禍の医療体制の崩壊
  →生存権と「人間の安全保障」の侵害
- 「戦争する国家」→個人の多様な生き方を許さない**→個人の幸福追求権の侵害**

③ 情報・宣伝媒体として、「紙」だけでなく SNS など電子媒体を活用できるようにする。

④ 憲法改正の国民投票運動では戸別訪問が可能となることを視野に、コロナの終息をまって対面での訴えに力をいれる。

⑤来年夏の参議院選で、改憲勢力が 2/3 超の議席を占めることを阻止する。市民が積極的に選挙運動にかかわる。電話がけ、ハガキ作戦、ビラ配りを頑張る。

※「9 条改憲 NO!市民アクション」も、しばらくは店じまいできそうもありません…

市長の確約書問題について －2

市長と市議への公開質問の回答をネット公開しました

太田進

小野市長の確約書問題の公開質問への市長と市議の回答の概要を紹介します。回答期日までの文書回答は市長および市議 10 名（うち 2 名は連名）。他に文書回答辞退の口頭説明が 2 名。残り市議 7 名は無反応で，そのうち 2 名から回答文書公開後に，質問への見解文書を受け取りました。

- 文書回答：鈴木絢子　佐藤周　鳥居康子　四宮和彦　杉本憲也　大川勝弘（非公開希望）　佐藤龍彦　重岡秀子　連名（浅田良弘　田久保眞紀）
- 質問への見解文書（回答期日後）：青木敬博　杉本一彦
- 文書回答辞退の口頭説明：長沢正　石島茂雄
- 無反応：仲田佳正　宮﨑雅薫　篠原峰子　井戸清司　中島弘道

回答の注目点は以下です。

＜市長＞

✓　市長自らがきっかけを作った

市長は自ら「事業者側に対して損害賠償の考えを確認し」、「事業者側代理人から、損害賠償額を最小にする努力を求められた」ために確約書を提出したと述べています。（回答４）

✓　本来の手続をとらなかったことを「深く反省」

市長は控訴審敗訴の場合「相当の損害賠償請求のリスクがあるものと評価し」，「政治家として自らが行動する意識が強く、そのことが自治体首長として事務手続処理を適正に執行するという認識に勝ってしまった」ため，本来の手続をとらずに確約書を作成してしまったと述べています。（回答２，３）そして「深く反省し」，今後「透明性が高く，質の高い行政運営を目指し、市民の皆様の信頼の回復に努めてまいる所存」と述べています。（回答６）

✓　再発防止のため研鑽と経験を積む

問題の発端は自らの「リスクマネジメントの意識が低かったことにある」として，再発防止のために「自治体首長として更なる研鎖と経験を積み、リスクマネジメント意識の高揚に努めてまいる」と述べています。(回答 7)

＜市議＞

✓　共通点は３つ。

①市長の行動は正当化できない

②責任も取るべき

③再発防止策が必要

✓　特別委員会設置をめぐる対立点は？

9 月 30 日の市議会では、確約書問題を対象にした内部統制整備に関する調査研究特別委員会設置の動議が出され，賛成 7，反対 11 で否決されました。そこでの賛否の背景には各市議のどのような考えがあったのか、回答書を読むと分かります。

㋐　問題の審査は政治倫理審査会に任せたい政治的思惑や感情論で問題を捉えず、第三者機関に任せたい。議会でさらに論議するなら総務委員会協議会や一般質問で行えばよい。

㋑　議会でも特別委委員会を設置して審議すべき行政チェックは議会本来の役割。当事者の市長が選任した機関は第三者といえるか。非公開の政倫審（委員４人）では審議内容が市民に伝わらない。

㋒　政治倫理審査会での客観的審査が第一歩優先順位の関係から現段階での特別委設置には反対。

【ネット公開】https://kakuyakusho.webnode.jp/

素敵な一冊

野間美喜子著「向日葵は永遠に」

風媒社発行(☎052-218-7808) 定価 1500 円+税

野間美喜子さんは名古屋弁護士会に所属する人権派弁護士として活躍する一方、自ら「平和憲法一期生」と称して平和活動に尽力され、「ピースあいち」建立の中心となり初代館長を勤めました。2020 年 80 歳でお亡くなりになりました。本書「向日葵は永遠に」は彼女の遺稿集で、生前に新聞その他に発表した文章をまとめたものです。憲法が危機にある今、平和憲法擁護のために生涯を捧げた彼女の生き方から私たちが学ぶことは少なくないと思い、紹介せていただきます。以下は読後感と要点の抜粋です。(三好)

2021.8.11

「向日葵は永遠に」を読み終わった。いい本だった。小学生に入った時の自由と民主主義の息吹を生涯持ち続け、そのために生きた人だった。筋の通った生き方、困難を乗り越えていくたくましさ、信じることを必ず実現するという希望、こういった生き方の美質が一人の人間に凝縮している。世には尊敬すべき人がいるのだと思う。

「向日葵は永遠に」の一節から

この国では、国民が自分の思いを政策に反映する道を長らく見失ってきた。そのため、多くの国民は、重大なことでもあまり考えないようにし、考えても言わないことにし、行動しないことを習慣にしている。‥

かつて日本が戦争に向かっていた時代、やはり国民はものをいわなかったし、行動しなかった。見えない力に流された。そして、結果はすべて国民にはね返り、国民が引き受けざるを得なかった。七十年近い歳月を経ても、同じような気質が生き残っているように思える。だが、今はあの時とは違う。かつては、ものを言えば、内容によっては牢へ繋がれた。デモはもとより集会もできず、自由に書くこともできなかった。しかし今は、自由にものが言える。書くことも、デモをすることもできる。情報は、今なお操作されたものが多いが、その多様化により、努力すれば少しは真実に近づくことが出来る。だから、知らない、考えない、言わない、行動しないことに言い訳はできない。騙す者の責任はもとより重いが、騙されるものにも責任が生じる。

確かに今でも、自分の考えを政策に結び付けることは容易ではない。しかし、黙っていたら、何も行動しなかったら、ますます騙され、流されてしまうことだけは確かだ。　(p221~222)